

合員二十名内外ヲ以テ桑園増殖貯金組合ヲ組織シ桑園一町歩以内

ヲ造成シ之ガ純益ヲ積立ツルモノトス

第三条 本組合ハ相原村何々桑園増殖貯金組合ト称シ事務所ハ組合

長ノ自宅ニ置ク

第四条 組合ノ造成スル桑園ニハ相原村何々組合桑園ト記シタル

〔地上長六尺以上四寸角〕標杭ヲ建設スベシ

第五条 本組合ハ相原村長ノ監督ヲ受ケ毎年末組合ノ収支會計及状

況ヲ報告シ同時組合員ニ明示スベシ

第六条 本組合相原村本籍人ニ限ル

第七条 組合員死亡シタルトキハ其相続人ハ当然組合員トナリ被相

続人ノ有スル權利義務ヲ承継ス

第八条 組合員自ラ他町村ニ転住シ又ハ不止得事由ニ依リ脱退セン

(又脱) トルトキハ組合長ニ届出テ認可ヲ受クベシ

第九条 組合員ニシテ何レノ場合ト雖モ脱退スルモノハ組合員ノ權

利ヲ放棄シタルモノトシ本人ノ積立タル元金ノミヲ返却シ利子ハ

払戻サマルモノトス

第十条 本組合ハ組合長^(合脱)ノ指揮ニ從ヒ桑園養成ノ業務ニ従事シ必ズ違

背セザルコト

第十一条 本組合ノ造成シタル桑葉ハ組合員總會ノ決議ニ依リ入札

ヲ以テ売却スルモノトス

第十二条 本組合ノ積立金ハ郵便貯金管理所ニ預ケ入レ利殖スルモ

トス

第十三条 本組合ノ積立ベキ純益金ト称スルハ桑園ニ要スル小作賃

金苗代肥料代及事務所ノ諸費ヲ控除シタル殘金ヲ云フ

第十四条 本組合ノ桑園ハ着手ノ年ヨリ滿十五ケ年トシ滿期ノ時積

立金元利ヲ組合員平等ニ分配ス

第十五条 本組合滿期ノ際ハ更ニ繼續実行スルコト但シ組合会ガ非

認スベキ事情アル場合ハ之ヲ廃止シ其事實ヲ村長ニ届出ベシ

第十六条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一、^(合脱)組合長一人 一、副組合長一人 一、幹事若干人便宜ノ所ニ配

布スベシ

組合長副組合長并ニ幹事ハ總會ニ於テ之ヲ選挙ス

役員ノ任期ハ二年トシ欠員ヲ生ジタルトキハ直ニ補欠選挙ヲ行フ

ベシ

役員ハ總會テ名譽職トス但シ組合總會ノ決議ニ因リ相当ノ報酬ヲナ

スコトヲ得

第十七条 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ總理シ役員ヲ指揮シ

猶左ノ事務ヲ整理ス

第1章 地方改良計画

一 組合員名簿ヲ備ヘ常ニ異動ヲ整理スルコト

二 組合員ノ出勤簿ヲ備ヘ常ニ出勤事務ヲ明記シ其成績ヲ監査スルコト

三 貯金台帳ヲ備ヘ預入ヲ記録シ亦貯金通帳ヲ保管スルコト

四 毎年収支日計簿ヲ備ヘ日々ノ収支ヲ明記スルコト

五 總會ノ際ハ関係書類ヲ示シ凡テ協和ヲ旨トシ事ニ処スベシ

以上ノ帳簿及諸記録ハ組合長交代ノ際旧組長ハ新組長ニ対シ一切ノ文書ヲ遲滞ナク引継ヲナスベシ

第十八条 副組合長ハ組合長ヲ補佐シ幹事ハ組合長ノ命ニ從ヒ組合ノ事務ニ従事スベシ

第十九条 本組合ハ必要ニ応ジ臨時組合總會ヲ開キ施肥及充糞其他會議ヲナスベシ但シ組合員ノ半数以上ノ同意ヲ得タル上之ヲ実行スベシ

第二十条 組合ハ監督上村長ニ於テ必要ト認ムルトキハ帳簿及関係文書ヲ提出検査ヲ受クベシ

第二十一条 組合長ハ組合有ノ貯金ヲ私消シ又ハ関係帳簿ヲ失ヒタルトキハ總會ノ需ムル損害要償ヲ負担シ異議ヲ申立ツルコトヲ得

ザルモノトス

第二十二条 本組合ハ組合員ニ対シテ組合員一致ノ行動ナク組合維

持ヲ故障スルモノハ組合員ヲ除名シ其積立金ノ元利ヲ組合ニ没収ス

ス

第二十三条 本組合ハ本組合ヲ確實ニ維持セン為メ組合員一同署名

捺印ス

(六)

申報

大正八年二月一日

相原村長(印)

高座郡長殿

既設貯蓄組合ノ件

本月十三日御指示ニヨル貯蓄組合ノ件夫々督励中ニ候ヘ共先以テ既設組合ヲ調査シ左ニ申報致候

左記

貯蓄組合ニ関スル調

大正八年一月十五日現在

組合名称	組合員数	貯蓄金高	一人ノ最多貯蓄高	一人ノ最少貯蓄高	一人平均額	設立年月日	貯金管理ノ方法概要
瀟蕩貯蓄組合	50	350,000 円	以上ハ前回ノ精算上基金トセルモノニテ此際ハ最多最少ヲ報告スルコト能ハス		7,000	大正八年一月十五日	為替貯金局へ預入レ利殖ス
川根同	33	256,000	216,000	12,100	18,500	大正五年一月	同
橋本共進同	121	120,000	10,000	10,000	10,000	三十五年一月十五日	同

(イ) 瀟蕩貯蓄組合ノ要領

右組合ハ既往十数年間五年或ハ三年ヲ一期トシ経営シ来リタルモ七年十二月満期ニ付更ニ本年一月十五日開設セルモノニテ現在金ハ前回ノ精算中ヨリ基金トシテ積立今回ハ三ヶ年期中シ百五十口ニ分チ一人ニテ一回一口四十銭ツ、数口ヲ加入シ毎年十回ニ出資スルコト而シテ一回ノ集金六十円ハ之ヲ其都度郵便貯金ト為シ又組合員ニテ肥料共同購入ノ時ハ之ヲ流用シ使用者ヨリ一割二分ノ利子ヲ徴シ其返済ヲ受タル元利ヲ又貯金ニ預ケ入利殖ス故ニ三ヶ年満期ノ際ハ総計二千余円ニ達スヘク基金ハ各出資ニ応シ分配ヲ為シ又次回ノ基金ヲ相当保留スル計画ナリ本組合ハ従来大字相原小川茂作氏ノ統轄ニテ引續キ実行中ナリ

川根貯蓄組合ノ要領

右組合モ前者ト殆ト同一方法ニ依リ経営ス目下大字相原吉川勝三郎

氏専ラ其事務ヲ扱居レリ

橋本共進組合ノ要領

本組合ハ労働貯金ノ方法ニシテ明治三十五年一月相沢菊太郎主唱ノ下ニ創設ス事務ハ毎年当番ヲ選定シ之ヲ扱フ其施設ハ畑四反八畝歩ヲ借入レ桑園ト為シ之ヲ組合ニ売渡シ地代肥料代ヲ支払ヒタル残金ヲ郵便貯金ト為ス然レトモ毎年桑葉相場ノ変動ニヨリ予期ノ収益ヲ見サルコトアリ為ニ過去十七年ノ事業ニ対シ貯金甚少キ感アレトモ事實ハ只毎年僅々耕作ニ従事セル労働ノ産ミタル結果トス

(戊申大詔紀念書類) 相模原市史資料室蔵

三三 橘樹郡大綱村青年会第三支部規約草案

帝国在郷軍人分会関係書類(一三三)

(イ)

大綱村青年会第三支部規則 (案)
『草案』

- 第一条 本支部ハ教育勸語並戊申詔書ノ聖旨ヲ奉体シ、青年ノ親睦、知徳ノ涵養、体育ノ奨励、風紀ノ振肅、公共ノ振作、産業ノ發達等ヲ企図シ敬神愛國ノ觀念ヲ養成シ以テ勤儉力行ノ公民タルヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第二条 本支部ハ大綱村青年会第三支部ト称シ南北綱島ニ居住スル大綱村青年会員ヲ以テ組織ス
- 第三条 本支部ハ事務所ヲ尋常第三大綱小学校内ニ置ク
- 第四条 本支部ハ第一条ノ目的ヲ達センガ為左ノ事項ヲ実行スルモノトス
- 一 毎年二月、八月ニ於テ総集會ヲ開ク、但必要アルトキハ臨時集會ヲ開ク
- 二 土地適當ノ方法ニ依リ補習教育ヲ行フコト
- 三 図書縦覧所ヲ設クルコト
- 四 通俗講話會、講習會、品評會ヲ開催スルコト
- 五 体育ノ為運動會、剣柔術其他ノ競技ヲナスコト
- 六 風紀ノ改善、勤儉貯蓄ノ奨励其他支部内ノ發達ニ資スル施設ヲナスコト
- 七 支部内ノ事業振興ニ協力シ、特ニ勞力ヲ要スルコトハ進シテ
- 八 農産業及副産業ノ試作研究等ヲ行フコト
- 九 會員中他ノ模範トナルベキ行為アル者ヲ表彰スルコト
- 一〇 以上ノ外本支部必要ノ事項
- 第五条 本支部會員ニシテ此規則ニ反シ又ハ本支部ノ体面ヲ汚スノ行為アル者ハ之ヲ戒告シ又ハ除名スルコトアルベシ
- 第六条 本支部ハ篤実耆老者ヲ慰敬シ學識名望アル者又ハ本支部ニ對シ功績アル者ヲ名譽會員ニ推薦ス
- 第七条 本支部ニ左ノ役員ヲ置キ會員ノ互選ヲ以テ其任期ヲ二箇年トシ滿期再選ヲ妨ケズ 但役員ハ正當ノ事由ナク辞スルコトヲ得
- ズ
- 一、支部長 一名 一、支部副長 一名
- 一、評議員 十九名 一、幹事 六名
- 一、會計主任 一名
- 第八条 支部長ハ支部ヲ管理シ、支部副長ハ支部長ヲ輔ケ支部長事故アル時ハ代理シ、評議員ハ本支部重要ノ事項ヲ決議シ、幹事ハ支部長ノ指揮ニ從ヒ庶務ニ從事シ會計主任ハ財産ヲ管理ス
- 第九条 本支部ノ事業年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月卅一日ニ終ル

第十条 本支部ノ經費ハ會員ニ於テ便宜耕地ヲ借入試作ヲ兼ね相互

ノ勞力ヲ以テ得ル所ノ収益並寄付金其他ノ收入ヲ以テ支弁ス

第十一条 本支部施行ノ事業創廃等ニ付テハ専門ノ長者及名譽會員

ノ意見ヲ諮フモノトス

第十二条 本支部規則更正加除ニ対シテハ総集會出席會員ノ多数ニ

ヨリテ之ヲ決シ本會總理ノ承認ヲ經ルモノトス

十一月二十七日(注)確定議

(注) 明治四十三年。

支部會員數百三十五人

役員候補者(評議員一九人
幹事六人)

支部長	吉原義介	評議員	吉原富三
支部副長	佐々木 転		鈴木秀治
評議員	飯田助夫		加藤太郎吉
	竹生源蔵		小泉七衛
	城田新太郎		松岡文蔵
	全 八百吉		小泉三郎
	全 瑤一		岡本定次郎
	池谷鏡之助		吉原遠之助
	池谷英介		小島武一
	全 豊八		吉原園吉

評議員 小泉武雄 幹事 石黒市三
幹事 池谷一朗 佐藤曾一
" 吉原宇平 " 程木徳山
" 小泉宜平 會計主任 小泉五市

相模原市史資料室所蔵資料、開成町金井島区所蔵資料、開成町役場
所蔵資料に同様のものがある。

(二)

拜啓高堂益々御清福ノ段奉賀候備テ在郷軍人團創立以來非常ナル御
尽力ト御同情トニ依リ日増ニ隆盛ニ相成候段御同感ニ堪ヘス候今回
其筋ノ制定ニ從ヒ帝國在郷軍人會大綱村分会ト改称仕リ且其規約ニ
依リ軍人ノミヲ以テ組織(ヲ脱)ナス事ニ相成候右ハ申迄モ無ク決シテ各位
ヲ疎外スル次第ニテハ無之只唯軍人ヲ本位トシ諸規約ヲ嚴格ニ行ハ
ントスル真意ニ外ナラス候ヘバ今後ト雖モ不相變倍旧ノ御尽力願度
就テハ来ル三月二十二日正午大綱高等小学校ニ於テ右筈會式旁告別
式執行仕リ候間万障御繰合セ御臨席被下度此段及御案内候敬具

明治四十四年三月十五日

帝国在郷軍人会大綱村分会(印)

飯田助太夫様

(三)

帝国在郷軍人会大綱村分会規約

第一款 総則

第一条 本規約ハ帝国在郷軍人会規約及麻布支部規約ニ基キ当分会ニ必要ナル事項ヲ規定スルモノトス

第二条 本会ハ帝国在郷軍人会大綱村分会ト称シ当分事務所ヲ大綱村菊名五百六拾番地〔大綱村役場〕ニ置ク

第三条 本規約ハ評議會ノ決議ヲ經テ変更スルコトヲ得但シ其ノ都度支部長ニ報告スルモノトス

第二款 目的及事業

第四条 本会ハ軍人ニ賜リタル勅諭ノ精神ヲ奉体シ在郷軍人ノ品位ヲ進メ親睦ヲ醇フシ相互扶助シ軍人精神ヲ振作シ体軀ヲ鍊リ軍事知識ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第五条 前条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ但シ時宜ニ依リ第一号以下ノ一若シクハ数字ノ実施ヲ延期セントスルトキハ支部長

ノ承認ヲ經ルモノトス

一 本部ニ於テ発行スル雜誌ヲ購読スルコト

二 毎年三大節ニ於テ遙拜式及勅諭奉読式ヲ行フコト

三 陸軍紀念日〔三月十日〕ニハ祝典ヲ行フコト

四 毎年一回戦役死亡者ノ祭典ヲ行フコト

五 廢兵及戦死者ノ遺族ヲ優遇スルコト

六 軍事ニ関スル懇話会ヲ開キ撃劍会射撃会等ヲ開クコト

七 有勲者ノ名譽ヲ保持セシメ之レヲ優遇スルコト

八 軍隊ノ通過又ハ宿營等ニ際シ所要ノ便宜ヲ図ルコト

九 未入營現役兵ノ為メ所要ノ予備訓育ヲ行フコト

十 入退營軍人ノ送迎及在營兵ノ慰藉奨励

十一 戦死者ノ墳墓及記念碑等ノ永久保存ニ注意スルコト

十二 會員ニシテ傷痍若シクハ疾病ニ罹リ自活シ能ハザル者又ハ

災厄ニ罹リタルモノアルトキハ之ヲ救助スルコト

十三 會員ニシテ死亡シタルトキハ会葬シ時宜ニ依リ其遺族ニ吊

慰金ヲ送り又ハ其ノ葬祭ヲ行フコト

十四 在營兵卒ノ家族ニシテ救護ノ必要アルモノヲ救助スル

(コト脱)

十五 會員タリシモノノ寡婦孤兒ニシテ救護ノ必要アルモノヲ救

助スルコト

十六 天災地変ノ救護及公共ノ利益ヲ計ルコト

十七 其他必要ト認ムル事項

第三款 会 員

第六條 本分会々員ハ大綱村居住者ニシテ左ノ三種トス

一 正會員

待命休職予備役后備役退役將校全相當官准士官及在郷下士兵
卒 但既教育補充兵及第一國民兵役者ヲ含ム

二 特別會員

在郷軍人ニ非スシテ特ニ本会ニ功勞アリ分会ノ推薦ニ係ルモ
ノ

三 名譽會員

現役陸軍將校全相當官ニシテ分会ノ推薦ニ係ルモノ

第七條 將校全相當官及特別會員ハ第五條ノ救助及吊慰金ヲ受ケザ

ルヲ本則トス又特別會員ハ分会ノ役員トナルコトナシ

第八條 正會員ハ左ノ階級ニ依リ会費トシテ年三回 〔二、六、十

月〕ニ納付スルモノトス

一 將校全相當官准士官年額金九拾錢

一 下士兵卒補充兵第一國民兵役者年額金四拾五錢

第四款 資 産

第九條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月卅一日ニ終ル

第十條 分会ノ資産ハ會員ノ贖金及分会ノ事業又ハ財産ヨリ生ズル

収入其他有志ノ寄付金トス

第十一條 資金ハ評議會ノ承認シタル銀行亦ハ郵便局ニ預金スルモ

ノトス

但シ五円以内ハ主任理事ニ於テ保管スルコトヲ得

第十二條 資金ノ出納ハ主任理事ノ外分会長ノ選定セル一名ノ加印

者ノ連帶責任ヲ以テ行フ預金通帳亦ハ現金ニ換ル可キモノハ主任

理事ニ於テ保管ス

第十三條 資金ノ出納ハ分会長ノ命ニ依リ其ノ収出書類ニ検印ヲ受

クルモノトス

第十四條 經理係理事ハ収出書類ヲ完備シ常ニ収出計算ヲ確實明瞭

ナラシム可シ

第十五條 會長ハ必要ニ応ジ監事ハ年三回現金及憑拠書類ヲ検査シ

監事ハ其ノ景況ヲ分会長ニ報告ス

第十六條 収出決算報告ハ毎年度経過後三ヶ月以内ニ主任理事之レ

ヲ調製シ監事ノ監査ヲ受ケ評議會ノ承認ヲ経ルモノトス

第十七條 毎年度ノ予算ハ理事ニ於テ之レヲ調製シ分会長ノ承認ヲ

経年度開始前評議會ニ提出シ其ノ協賛ヲ経ルヲ要ス

第十八条 収出決算ニ関スル經理当事者ノ責任ハ前条評議會ノ承認

ニ依リ自カラ解除セル、モノトス

第五款 機関

第十九条 分会ニ左ノ役員ヲ置ク

分会長 一名 分会副長 一名

監事 二名 理事 八名

評議員 十六名

第二十条 分会長ハ会務ヲ總理シ評議會ノ議長トナル分会副長ハ会

長ノ補佐代理ヲナスモノトス

理事ハ分会長ノ命ヲ承ケ会務ヲ掌理ス

監事ハ分会長ノ命ヲ承ケ經理ノ整否ヲ監査ス

評議員ハ分会ニ関スル重要事件ヲ決議ス

第廿一条 評議員ハ總會ニ於テ選舉シ分会長、分会副長、理事、監

事ハ評議員之レヲ互選ス

役員ハ總會ニ名譽職トシ其ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選スルコトヲ

得又補欠員ノ任期ハ前任者ノ任期ニ依ル理事監事及評議員ハ毎年

四月其ノ半数ヲ改選ス

第廿二条 評議會ハ分会長ニ於テ必要ト認メタルトキ分会長之ヲ召

集ス

第廿三条 評議會ハ議長ノ外定員ノ三分ノ一以上出席スルニ非レバ

決議ヲナスコトヲ得ズ

第廿四条 評議會ノ議事ハ過半数ヲ以テ決シ可否全數ナルトキハ議

長之ヲ決ス

第六款 戦時ノ特例

第廿五条 戦事ニアリテハ支部ノ指示ニ依リ第五条事業ノ一部ヲ停

止シ又ハ第十九条ノ規定ニ関シテ必要ノ特例ヲ設クルコトアル可

シ

雑則

第廿六条 毎年四月十日迄ニ分会ノ景況ヲ支部ニ報告スルモノトス

第廿七条 備付帳簿左ノ如シ 但シ左ニ掲グルモノノ外事務上必要

ナル補助簿ハ適宜各掛ノ許ニ備置クモノトス

一 会員名簿 二 会議決議録

三 議案録 四 分会歴史

五 分会及會長ノ印

經理係

一 金銭物品出納簿 二 寄贈簿

三 郵便切手受払簿

明治四十四年三月廿二日発会

(表紙裏注記) 明治四十四年三月廿一日発会

全年四月八日

分会長 伊東 秀輔
副長 城田新太郎

於妙蓮寺 卅七八年戦役

戦病者追弔会執行

(「地方改良青年会関係書類」飯田助丸氏蔵)

三三 足柄上郡南足柄村関本区第三組組合規約書

助誠講主意書(一―二)

(一)

南足柄村関本区第參組々合規約書

第一条 本組合ハ南足柄村関本区第參組々合ト称シ当組内戸主ヲ以

テ組織シ会場及ビ事務所ヲ当組合伍長ノ居住地ニ置ク

第二条 本組合ハ組員ノ道德ヲ振起シ当組ノ繁栄ヲ図リ自治ノ基

礎ヲ強固ナラシメンカ為メ左ノ參項ヲ実行スルヲ以テ目的トス

一 南足柄村関本戸主会々則ヲ遵守シ実践躬行シ相互ニ助誠講ヲ

設立スルモノトス

二 組員互ニ親睦共和ヲ主トシ報徳ノ主旨ニ拠リ勤儉力行家産

ヲ治メ醇風ノ俗ヲ養成スルヲ旨トスルコト

三 当組ニ於テ明治四拾貳年拾貳月ヨリ向六拾ケ年間毎月各自金

拾銭宛ノ共有積立ヲ完成セシムルコト

第參条 各自共有積立金ハ各自共有權ヲ有スルト雖モ払戻スコトヲ

得ザルモノトシ永遠ニ組合ニテ保存ノ管理ヲナスモノトス該共有

金ヨリ生ズル利得金ハ組合ノ基本金ノ内ヘ編入スルモノトス

但シ寄留人ニシテ他ヘ転住セントスルトキハ其積立元金ヲ返戻ス

ルコトヲ得ル

第四条 本組合ノ基本金ハ本組員平等ノ權利トス

但シ組合ヲ解退又ハ除名セラレタルモノハ同時ニ權利ハ消滅スル

モノトス

第五条 本組合ニ加入セントスル者ハ基本金ノ内ヘ加入金トシテ金

五拾錢以上提供スルモノトス

第六条 本組合ニ左ノ役員ヲ置キ無報酬トス

組合正副伍長各壹名 衛生委員壹名 相談役若干名

正副伍長ハ選挙又ハ談合ヲ以テ定メ相談役ハ本組員ニシテ関本

区選出ノ村會議員正副区長相談役及当組合ノ正副伍長相談役ト関

本区長ト協議ノ上推薦スルモノトス

第七条 伍長ハ本組合ヲ代表シ関本区長ノ指揮ニ因リ一切ノ事務ヲ

統轄シ副伍長ハ専ラ出納ノ事務ヲ掌リ伍長事故アルトキハ之レニ代ル衛生委員ハ副伍長ノ兼務スルモノトス

相談役ハ関本区長ト協義ノ上組合会ニ提出スベキ議案ノ起草及審査并ニ実施スベキ事業ノ調査其他重要ナル議事ニ参与シ伍長ト共ニ組合ノ枢機ヲ司ル

第八条 各役員ノ任期ハ武ケ年トス

但シ非常ノ事故アルトキハ此ノ限りニアラズ

第九条 本組合ハ毎年貳回總會ヲ開キ左ノ事項ヲ行フモノトス

一 役員ノ改選 諸般ノ報告

二 本組合一般ニ関スル事務ノ討究審議

三 敬神博愛親睦ノ念ヲ養成センガ為メ助誠講ノ会日ヲ以テ講事ヲ行フモノトス

第十條 講事ハ左ノ規定ニ從フモノトス

一 組合員各互ニ順次当番ヲナシ次番一人其手伝ヲナスベシ

二 講事ハ組合員各自ニ白米五合金銭貳宛ヲ支出スベシ

次番之レヲ取纏メ当番ニ引渡シ当番ハ粗飯ノ膳部ヲ調理シ招待スベシ

三 講事ニ使用スル器具ハ組合什器ヲ用ユベシ

祝義不祝義ニモ組合什器ヲ使用スベシ

第十條 本組合ハ必要ニ拠リ役員会ヲ開クコトアルベシ

第十條 本組合ノ會計年度ハ一月ヨリ十二月迄トシ經費ハ毎年十二月ニ於テ計算シ組合員ヨリ徵集スルモノトス

二月ニ於テ計算シ組合員ヨリ徵集スルモノトス

第十條 本組合員又ハ同家族中品行方正其心術行為組合員ノ模範タルモノアルトキハ總會ニ於テ之レヲ表彰シ之レニ反シ規約ニ違

背シ組合ノ体面ヲ汚ス行為アリタルモノハ誡諭ヲ加ヘ尚悛メザル

モノアルトキハ總會ノ決議ノ上関本戸主会役員ト協義ノ上承認ヲ

經テ除名スルコトアルベシ

第十條 本組合ノ基本金及ビ共有積立金ハ通信省又ハ確實ノ銀行

ヘ預ケ入レ置キ有価証券又不動産ヲ買入ル事ヲ得ル

但シ組合員中災害ニ罹リタル者及精勤者ニハ總會ノ決議ノ上報徳

年賦金貸付ノ趣旨ニ倣ヒ貸付ヲナスコト得ル

但シ基本金ヨリ生ズル利得金ハ什器ヲ購入シ然ル上関本戸主会々

則第十條參条ニ因リ支出スルコトヲ得ル

第十條 本規約第十條ニ因リ助誠講ヲ設立スル場合ハ組合員ハ金

額ノ多少ヲ問ハズ必ス加入スル者トス但シ特別ノ事情アル者ニ限

リ總會ノ決議ノ上一時金トシテ基本金ノ内ヘ寄付ヲナスコトヲ得

ル助誠講ニハ惣代式名ヲ選出シ他ノ役員ト共ニ諸般ノ事務ヲ掌ラ

シム

シム

第拾六条 本組合ニ左ノ帳簿ヲ正副式通宛備フルモノトス

組合記事 組合戸籍簿〔各屯通宛〕 組合台帳 共有台帳 帳簿

引次キ帳 其他必要ナル帳簿書類〔以上各正副式通宛〕

帳簿書類ハ伍長之レヲ管理スルモノトシ正副式通ノ帳簿ニ限り副

帳簿書類ハ副伍長管理スルモノトス

第拾七条 本規約ノ外総テ関本戸主会々則ニ準拠スベシ

第拾八条 本規約ハ時勢ノ進運ニ伴ヒ總會ノ決議ヲ經テ関本区長ノ

承認ヲ得テ変更スルコトアルベシ

本規約ハ決定ノ日ヨリ実行シ違背ナカラン為メ署名捺印スル者也

明治四拾四年式月式拾五日

足柄上郡南足柄村関本第參組

伍 長 千〇〇參番地 下 田 元三郎(印)

副伍長 千〇〇五番地 吳 地 常五郎(印)

相談役 千〇〇貳番地 下 田 政 造(印)

千〇〇七番地 浮 田 喜三郎

九百四拾參番地 本 多 銀次郎

九百參拾七番地 古 谷 吉五郎

九百參拾貳番地 向 山 貞次郎

九百參拾參番地 向 山 惣次郎

九百四拾壹番地 大 熊 イ せ

九百四拾貳番地 梶 重 三

同番地 寄留 渡 辺 安太郎

百五拾八番地 五 島 文 作

(二)

助誠講主意書

一 当組合規約ニ拠リ組合ノ基礎ヲ強固ニシ平和ト親睦トヲ図リ基

本金ヲ作製シ其余德ヲ以テ組合什器ヲ購入シ組合員子弟ノ義務教

育ノ完成ヲ謀リ又ハ災害ニ罹リタル者等ニ応分ノ補助ヲ成スヲ以

テ主意トナス也

此方法左ノ如シ

一 金七拾円也

一 一口毎月金老円掛七口トス

一 講主ハ第一回会立ノ際金七拾円ヲ貰ヒ受クルモノトス

一 設立ノ月ヨリ拾ヶ月毎ニ立会ヲナシ八拾ヶ月ヲ以テ完了スルモ

ノトス但シ第二回目ヨリ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ム

一 会日ハ毎月式拾參日ト定ム

一 掛金ハ毎月七日ニ確ク組合員順番ニ集金シ惣代ニ引渡シ惣代ハ

確實ノ銀行ニ預ケ入ル、モノトス

一 利掛金ハ落札金受領ノ翌月ヨリ毎月掛金壹円ニ対シ利掛金參拾錢ヲ添ヘ満會迄掛送ルモノトス

一 落札金ヲ受領スルニハ相当ノ担保又ハ貳名以上指名シタル保証人連署ノ証書ヲ差入レタル上渡金ヲナスモノトス但シ証書不備ノ場合ニハ惣代ニテ廻金トナシ掛金ヲ掛送ルモノトシ若不足ヲ生シタルトキハ落札人ヨリ徵集シ掛送ルベキコト

明治四拾四年貳月貳拾五日

関東第參組助誠講

發起人物代 下田政造(印)
惣代 本多銀次郎(印)
伍長 下田元三郎(印)
副伍長 吳地常五郎(印)

助誠講加入者

一金貳円掛 下田政造
一金五拾錢掛 本多銀次郎
一金貳拾五錢掛 全長男 徳三
一金壹円掛 向山貞次郎
一金壹円掛 五島文作

一金五拾錢掛 下田元三郎

一金五拾錢掛 浮田喜三郎

一金五拾錢掛 向山惣次郎

一金參拾錢掛 古谷吉五郎

一金參拾錢掛 渡辺安太郎

一金拾錢掛 大熊イセ

一金五錢掛 梶重三

一金一時金寄付 吳地常五郎

以上

(組合規約書) (明治四四年) 南足柄市関本自治会蔵

三五 高座郡下青年団体善導の件通達

高取第五三七二号

通達

大正二年十一月十日

高座郡長(印)

大和村長殿

青年団体ニ関スル件

近年各地トモ青年団体ノ発達漸ク著シキヲ加ヘ知徳ノ修養風紀ノ改善共同思想ノ涵養其他農事ノ改良副業ノ興振ヨリ夜警等各般ノ事ニ

涉リテ活動ノ状頗ル見ルヘキモノアルヲ致シタルハ誠ニ喜フヘキ現象ニ有之是レ畢竟青年各自ノ自覚ト町村当路者ノ指導督励ノ結果ニ依ル所ナリト雖多數団体ノ内ニハ動モスレハ其勢力ヲ恃ミテ政治運動ニ干与シ或ハ之ニ利用セラル若クハ濫リニ町村政ニ容喙スル等時ニ常軌ヲ逸スルノ行動ニ出ツルモノ他ニ之レアルヲ聞ク是等ノ点ニ向テハ常ニ深く留意セラレツ、アルヘキモ今後尚一層之カ善導ニ努メ以テ団体本来ノ目的ヲ遂行セシメラルヘク尤モ青年ヲシテ公事ニ関シ健康ナル知識ヲ修得セシムルハ固ヨリ緊要ノコトニ候モ其本分ヲ忘レテ漫ニ政治運動等ニ熱中スルカ如キハ可然カラサル義ニ付常時最モ之カ指導ニ意ヲ致シ講演講話ノ如キ直接人心ノ掃響スルモノニ在テハ深く講師其人ノ撰択ヲ慎マシムヘキハ勿論団体経営ニ係ル図書館巡回文庫ノ如キ青年閱讀ノ文書等ニ就テモ之カ撰択ヲ慎マシムル様十分注意指導セラルヘク候

〔郡役所令達書〕(大正一年) 大和市役所蔵

三六 足柄下郡現役兵入隊景況調査表

大正五年十二月一日現役兵入隊累説調査表

足柄下郡

区分	町村名	旗ヲ贈ル者	金銭別額ノ	私人ヨリ送別受ケタル者	親戚以外ノ知人ヲ自宅ニ招待シタル者	入隊ノ為ニ衣服ヲ新調シタル者	予習教育ヲ受ケタル者
小田原町		一	三二四,000	四	六	五五,000	一
足柄村		二	二五三,500	四	五		七
豊川村			八四,000	一	二	一七,500	
上府中村		三	九七,000	四	三	一〇,000	二
下府中村		一	四〇,000	二	一	二七,000	一
下曽我村			六六,000	一	二	三三,000	一
田島村			二四〇,000			五,000	
下中村		一	益,000	一	一		
前羽村		二	一〇四,000		一	五〇,000	二
国府津村		四	一七九,000	三	四	一三,000	三

第1章 地方改良計画

土肥村	吉浜村	福浦村	上鶴村	茗村	片浦村	早川村	箱根町	仙石原村	宮城野村	温泉村	湯本村	大窪村	酒匂村
二		一	四	一	一			一	一				一
100,000	26,000	19,000	先,000	100,000	100,000	51,000	56,000	55,000	25,000			93,000	270,000
一	一		二	一	一	一		二	一				五
三	二	一	二	一				二	二			一	六
100,000	45,000			10,000				50,000				15,000	295,000
三	三		二	一	一				一			三	二

神奈川県	山梨県		合計
三人	五人	百人二付	三六三(マ)
一六〇五七	一六四四	〃	三、四九〇、〇〇〇
三五、八三	二七、五一	〃	三五
三三、〇九	四三、三三	〃	四五
五、九八	三〇、五	〃	四〇九、五〇〇(マ)
三五、四	二八、八	〃	三

備考 一 本表中旗ハ自宅ノ姓名ヲ記シタルモノ餽別ノ金額中ニハ

物品ヲ代価ニ換算シタル者ヲ含ム

一 本表中衣服ヲ新調シタル者ハ金額ヲ以テ示ス

(湯本村役場町村長會書類)(大正一八年)箱根町役場蔵)

三七 足柄下郡町村長會における郡長演達

(一一二)

(一)

演達 大正四年三月二日

今ヤ極東ノ戦局ハ青島ノ陥落ニ依リテ一段落ヲ告ケタルカ如キ觀アルモ尚ホ艦隊ノ出征セルアリテ独逸國トノ国交ハ未タ旧ニ復セス加之歐洲ノ戦亂ハ其ノ終局果シテ何ノ日ニ在ルヤヲ期シ難シ此ノ秋ニ際シ深く思フ列強ノ状勢ト帝國ノ将来トニ致サハ須ク拳國一致力ヲ

畿セテ国運ノ發展ニ一段ノ努力ヲ竭サ、ルヘカラス然ルニ斯ク国家
 多事ノ時偶々衆議院ノ解散ヲ見ルニ至リタルハ洵ニ遺憾トスル所ナ
 リ
 将サニ近日ヲ以テ行ハレントスル衆議院議員総選挙ニ於テ政府ハ鋭
 意選挙ニ伴フ各種ノ悪弊ヲ刷新シ憲政ノ本旨ヲ發揮セントシ最モ之
 カ取締ヲ厳正ニシ自由ノ意思ニ基ク公正ナル選挙ノ実績ヲ収メメコ
 トヲ期シ法令ヲ勵行シ毫モ仮借スル所ナカラントス蓋シ近時我国ニ
 於ケル選挙界ノ弊竇ハ毎回其甚シキヲ加ヘ金錢其他ノ利益ヲ對価ト
 シテ投票ヲ売買シ或ハ候補者運動者等ニ於テ地方諸般ノ利益ヲ好餌
 トシテ有権者ヲ誘惑シ選挙人ヲシテ専ラ利害情実等ニ基キテ議員ヲ
 選挙セシメ又ハ所謂運動ヲ職業ノ如ク為ス者往々候補者ト選挙人ノ
 間ニ介シテ不正行為ヲ敢テシ運動費ノ多寡ハ延テ当選ト否トニ至
 大ノ関係ヲ有スルカ如キ惡風ヲ馴致セントス斯ノ如キハ立憲政治ノ
 本義ニ悖ルコト甚シク其民心ヲ破壞シ道念ヲ麻痺スルノ害毒実ニ痛
 嘆ニ禁ヘサルモノアリ淳厚篤実其ノ風ヲ成セルノ国民ニシテ往々ニ
 シテ其ノ此ノ事アル畢竟国家立憲ノ本旨ヲ明カニセス議員選挙本来
 ノ精神ヲ会得セサルニ基クモノト謂ハサルヲ得ス故ニ選挙ノ弊風ヲ
 杜絶セントスルニハ一面ニ於テハ選挙ノ取締ヲ厳行スルト同時ニ議
 員選挙ノ立憲政治ニ於テ最モ貴重ナル人民ノ權義ナル所以ヲ諒解セ

シメサルヘカラストシ政府ハ曩ニ選挙ニ関スル罰則ノ要旨ヲ掲記シ
 治ク之ヲ有権者ニ配付シ尚ホ郡町村揭示場ニ便宜揭示セシメタリ公
 職ニ在ル者選挙ニ際シ其ノ有スル所ノ權利ヲ行フハ固ヨリ其ノ処ナ
 リト雖モ苟モ職權ヲ濫用シテ他ノ選挙權行使ニ干与スヘカラサルハ
 言ヲ俟サル所ニシテ其ノ競争ノ劇甚ナルニ及ンテハ民心奮昂輒モス
 レハ些少ノ事故ニモ激動セラル、ヲ免レサルカ故ニ公職ニ在ル者ハ
 常ニ周到ナル注意ヲ用ヒテ苟モ物議ヲ紛起セシムルカ如キノ挙動ナ
 カランコトヲ期セサルヘカラス而シテ又予メ法令ヲ研鑽シ一切ノ疑
 義ヲ釈明シ事ニ当リテ支牯ナク時ニ臨テ渋滞ナク精緻ナル用意ニ依
 リテ敏速ナル処理ヲ為シ併モ政党政派ニ對シテハ全ク厳正中立ノ態
 度ヲ採リ苟モ公務ヲ抛擲シテ選挙ニ狂奔シ或ハ選挙人ノ自由ナル投
 票ヲ妨害スルカ如キ行動ナク又町村役場ヲ挙ケテ選挙事務所タルノ
 觀ヲ呈スルカ如キ不都合ナキヲ期スヘシ
 御即位ノ大典ハ愈々本年秋冬ノ交ヲ以テ行ハセラル、ヤニ拝承ス之
 カ奉祝ニ就テハ举国敬虔ノ誠意ヲ效シ慶賀ノ至情ヲ発スヘキハ固ヨ
 リ其ノ所ニシテ地方ニ於テ紀念事業ヲ企ツルカ如キ最モ適當ノ施設
 ナリト雖モ此ノ場合ニ当リテハ町村民力ノ如何ニ鑑ミ専ラ質実穩健
 ヲ旨トシ紀念造林公園設置等其ノ施設一ニシテ足ラサルモ本郡町村

ハ其ノ未タ蓄積条例ノ設定ナキモノハ之ヲ設定シ已ニ設定シアルモ余リ蓄積方法ノ効力確實ナラサルモノハ之ヲ改善シ又此際国県稅ハ勿論町村稅ノ滞納ヲ一掃シ自今納稅組合部落納稅ノ成績ヲ褒賞シ或ハ青年會員ヲシテ部落毎ニ徵稅補助ヲ為サシメ之カ獎勵金ヲ交付スル等適宜ノ方法ヲ設ケ意納ノ弊風ヲ根絶シ以テ町村自治ノ基礎ヲ確立シ千載一遇ノ慶典ヲ奉祝スルヲ奉祝ノ第一義ナリト思料ス町村當局者ハ須ク最善ノ思慮ヲ費シ適切ノ方法ヲ講セラレンコトヲ期スヘシ

時局ノ郡下産業界ニ及ホセル影響ノ甚大ナルコトハ今更言ヲ竣ス就中箱根細工蚕繭刺繡パテンリング等ノ如キハ最モ甚シキ打撃ヲ蒙リ其他各種ノ農産物ハ價格暴落ノ為生産者ハ非常ナル苦痛ヲ受ケタリシモ今ヤ産業各方面ニ於テ稍々回春ノ曙光ヲ認ムヘキモノアルハ最モ慶喜スヘキ現象ナリ然レトモ時局ノ将来ハ固ヨリ予測スヘカラス經濟界ノ常態ニ復スル未タ遠カニ逆睹スヘカラサルモノアリ今後一層当業者ヲ鼓舞奨励シ専ラ新智識ノ適用ニ依リテ生産方法ノ改善ヲ企テ生産組織ニ関スル不便利ヲ除キ金融機關ノ円滑調和ニ注意シ努メテ經濟的事業經營ノ道ヲ講シ其ノ海外輸出ニ供スルモノニ在リテハ特ニ粗製濫造ノ弊ニ陥ルヲ避ケ欧州戰亂ノ為メ新ニ開拓シ得ラ

ルヘキ各市場ニ向テ販路ノ拡張ヲ企図スルニ至ラハ多年貿易ノ逆潮ノ為蒙リタル損失ヲ回復スル必スシモ至難ノ事ニアラス而シテ欧州ノ大乱ハ偶々我産業ノ發達ニ資スルノ一進転機タラスンハアラス要ハ当業者ノ奮勵如何ニ在リ其ノ之カ指導誘掖ニ任スル者当業者ヲシテ此ノ好機ヲ利用シ能ク国家ノ必要ニ対応シテ生産ノ増進ニ努メシメンコトヲ要ス

近時米麦其他農産物價格ノ低落ニ依リ農村ノ困憊甚シキモノアリ為ニ肥料資金欠乏シ生産額ニ影響スルカ如キコトアランカ農家經濟上悲惨ノ結果ヲ生スルノミナラス産業上頗ル遺憾ニ堪ヘサル所ナルヲ以テ此際克ク当業者ヲ指導農家金融上相当ノ方法ヲ講シ肥料購入ニ便ニシ其ノ已ムヲ得スシテ肥料ノ欠乏ヲ免ル能ハサル者ニ在リテハ堆積肥料配合肥料ノ方法ニ依リ最善ノ注意ヲ払ヒ之カ欠陥ヲ補フノ手段ヲ採ル等機宜ノ処置ヲ怠ラス苟モ生産ノ減退ヲ見ルカ如キコトナカラシメンコトヲ望ム

災害復旧工事ハ今ヤ著々進行中ニアリ本年出水前ニハ成ルヘク其ノ竣功ヲ見ンコトヲ期スル意図ナリト聞ク曩ニ本県ニ於テハ地元請負工事ニ関シテハ工事監査規程ヲ設ケ又特ニ通牒ヲ發シテ之カ施行方法ヲ指示セラレタリ蓋シ地元請負ナル者ハ地元人民ハ其工事ノ良否ハ直接自家ノ利害ニ繫ルヲ以テ其ノ經營ヲ苟且ニセサルヘキヲ思ヒ

且ツ災余窮苦ノ人民ノ為メ一時ノ生業ヲ与ヘントスルノ趣旨ニ出ツ然ルニ当該町村中単ニ請負者ヲ指定スルヲ以テ足レリトシテ其工事ニ対シテハ何等責任ノ觀念ナク其甚シキニ至リテハ他ノ營業者ヲシテ全然工事ヲ担任セシメントスルコトヲ謀リタル者アリト云フ如此ハ地元請負ヲ許スノ精神ニアラサルハ謂フヲ待テ工事ノ堅牢ヲ望ム所以ノ道ニアラサルヘシ近年頻至ノ災害ニ対シテハ県民ハ非常ノ負担ニ苦マントスルノ時ニ当リ之カ復旧工事ノ施行ニ関シテハ一毫ノ疎漫アルヲ容サル^(才脱)方針ナリト聞ク從來土木工事ノ執行上往々ニシテ監督ノ周到ナラサルモノアリタルノ觀アルハ深ク遺憾トスル所自今一切ノ工事ニ付テハ嚴密ナル督励ヲ為シ苟モ粗鹵ニ失スルカ如キ過誤ナカランコトヲ期セラレントス又災害復旧補助工事ニ対シテモ国帛費多端ノ折柄ナルニ拘ハラス多大ノ補助金ヲ交付スルハ蓋シ地方民ヲシテ堵ニ安シ業ヲ營ミ災後ノ窮苦ヲ軽減セントスルノ意ニ外ナラス然ルニ往々聞ク処ニ依レハ此ノ工事ニ依リ利益ヲ占メントシ又ハ補助金ノミニ依リ工事ヲ終了センコトヲ囿リ自家頭上ニ蒙ムルヘキ爾後ノ災害ヲ念トセサル者アリト云フ是実ニ思ハサルノ甚シキモノナリ今ヤ町村補助工事モ着々進行中ニ属ス町村当局者ニ於テハ幸ヒニ叙上ノ如キ弊害ニ陥ラサル様嚴密ナル監督ヲ為サンコトヲ望ム

町村長会 大正五年十月二十三日

(二)

演達

昨秋 陛下御一代ノ御大礼ヲ行ハセラレタル盛儀ヲ敬祝スルノ記念トシテ郡下町村ニ於テ計測実施シタル事業一ニシテ足ラスト雖基本財産蓄積基本財産林造成記念公園等ハ特ニ各位ニ於テ注意セラレクク其ノ事業ノ目的ヲ貫徹シテ真ニ記念事業タルノ名ニ背カラサル様実行上遺算ナキヲ期スヘシ

今ヤ欧州ニハ未曾有ノ大戦乱アリ隣邦支那ニハ革命^(才脱)亂勃発シ大總統袁世凱薨去後政局未タ安定セス我国ノ上下ハ此時局ニ対応シテ困運ノ伸張ヲ企図スルノ覚悟ト之ヲ遂行スルノ努力トヲ必要トスルノ秋ナリ公職ニ在ル者ハ此趣旨ヲ体シ自己ノ勞苦ヲ厭ヒテ事ナキヲ希ヒ日常当面ノ事務ノミニ踴躍セス深く思ヲ利用厚生ノ道ニ致シ自治ノ振興ヲ策シ職務ノ実績ヲ挙げ以テ國家ニ貢獻センコトヲ期スヘシ教育ノ普及並ニ改善ニ関シテハ各位ノ常ニ尽力セラル、所ニシテ漸次良好ノ成績ヲ挙げツ、アルハ寔ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ

昨秋 陛下御大典ヲ訖ヘサセラレ宮城御還幸ノ後文部大臣ヲ宮中ニ召サセラレ教育ニ関スル御沙汰ヲ賜ヒタルハ諸君ノ既ニ了知セラルル所ナリ 聖旨宏遠寔ニ感激ニ堪ヘス各位ト共ニ自今益々奮励以テ

教育ノ振興ニ力ヲ致サンコトヲ期ス而シテ特ニ諸君ノ注意ヲ求メン
ト欲スルコトハ小学校ヲ卒へ上級ノ学校ニ進入セサル者ヲシテ国民
教育ノ効果ヲ持続シ且ツ向上セシムルニ付一段ノ工夫ヲ費サンコト
是ナリ或ハ補習ノ制度ニ依リ或ハ青年夜学ヲ開カシメ其ノ効果ヲ掌
ルコトヲ期シ得ヘシ此点ニ関シテハ篤ト其ノ地方ノ実況ニ照シ適切
ナル方法ヲ講スル様注意セラレンコトヲ望ム

青年団体ニ関シテハ昨年九月十五日内務文部両大臣ヨリ訓令セラレ
タルハ各位ノ熟知スル所ナリ是ヲ以テ漸次其ノ組織内容ヲ改善シ真
ニ青年修養ノ機関タラシメンカ為メ本年三月十五日日本郡令第六号ヲ
以テ之レカ規程ヲ奉ケ訓令スル処アリ尋テ同月十九日郡青年会ノ総
会ニ於テ青年会ノ改良刷新ヲ決議シタリ各位ハ須ク町村青年会ヲ指
導啓発シ修養本位トナス様努力セラレンコトヲ望ム
以上ノ外各位ノ注意ヲ求メントスル事項ハ別紙^(注)ニ之ヲ指示シタリ諸
君ハ宜ク従前屢次演達又ハ指示セラレタル事項ト共ニ之カ実行ニ付
充分努力セラレンコトヲ望ム

(注) 別紙略。

演 達

(三) 大正六年三月十日町村長会

先般郡市長会議ニ於テ知事閣下ヨリ政府カ曩ニ衆議院ヲ解散セラレ
タル所以ト来ルヘキ総選挙ニ対スル取締方針トノ訓示ヲ受ケタルヲ
以テ本日茲ニ各位ノ会同ヲ求メ之ヲ各位ニ伝達セントス

寺内首相並ニ後藤内相ヨリ地方長官ニ訓示セラレタル要綱ハ各位ノ
知了スル所ナルヘキモ尚ホ其ノ愆リナカラムコトヲ期スルカ為メ特
ニ其ノ訓示筆録ヲ配付スルニ付各位ハ之ヲ精読シ政府カ衆議院解散
ノ理由ト総選挙取締ノ方針ヲ諒シ之カ趣旨普及徹底ニ努メラルヘシ
本官ハ知事閣下ノ訓示ニ依リ政府カ衆議院ヲ解散シタル理由及総選
挙ニ対スル取締方針ヲ伝達ス是実ニ当然ノ職務ナリ然ルニ両相ノ訓
示ニ就キ種々ノ批判ヲ下シ之ヲ以テ来ルヘキ総選挙ニ対シ地方官憲
ノ干渉ヲ懲罰スルモノナリト為ス者アレトモ如此ハ之ヲ解スル者ノ
意見ノミ両相ノ真意豈夫レ如此モノナラムヤ要ハ総選挙ニ対シ世人
ノ誤解ヲ招キ累ヲ中央政府ニ及ホスカ如キコトカラムコトヲ努ムル
ニ在ルノミ

地方自治体ノ任ニ膺ル者ノ常ニ念トスヘキハ地方自治体ヲシテ穩健
著実ナル発達ヲ遂ケシムルニ在リ然ルニ從來往々ニシテ選挙ノ結果
地方ノ紛争ヲ惹起シ之カ為メニ積年養成シタル共同一致ノ美風ヲ破
壊シ其ノ進歩ヲ阻害シタル実例ニ乏シカラス万一如此コトアラムカ
寔ニ遺憾ニ堪エサル所ナリ今回ノ選挙ニ付テハ自治体当局者ハ深く

念ヲ茲ニ致シ其ノ公職ヲ利用シテ一党一派ニ偏私スルカ如キ行為ハ勿論其ノ誤解ヲモ招カサル様注意スヘク殊ニ選挙ニ関係アル官吏員ノ犯行ハ其ノ状最モ重キモノトシテ嚴重ニ之ヲ取締ラルヘキ方針ナルヲ以テ之カ為メ刑辟ニ触ル、カ如キ者ヲ出ササル様自ラ警ムルト共ニ部下吏員ヲ戒飭シ又選挙民ヲシテ充分選挙ノ意義ヲ解シ真ニ公正且ツ自由ニ其ノ權利ヲ行使セシメ以テ自治体ノ将来ニ累ヲ貽スカ如キコトナキ様注意アラムコトヲ望ム

知事閣下ハ今日県下ノ状勢ニ鑑ミ青年団体ノ活動ヲ奨励スルノ急務ナルヲ認メ曩ニ庁内ニ青年団指導委員ヲ設クルト共ニ県下青年団ニ訓令シテ其方針ヲ示サレ本郡亦本年二月郡令第一号ヲ以テ青年団指導委員規程ヲ定メ郡訓令第四号ヲ以テ青年団ニ訓示スル所アリ遠カラシテ小田原中学校ニ於テ本県主催ノ青年団指導ノ講習会ヲ開カムトス各位ハ此ノ機会ニ於テ益々青年団体ノ指導誘掖ニ充分ナル注意ヲ加エラレムコトヲ望ム

(湯本村役場「町村長会関係書類」(大正一八年)箱根町役場蔵)

三六 神奈川県町村長会貯蓄奨励に関する指示

事項

指示事項

貯蓄奨励ニ関スル件

戊申聖詔煥発當時即チ明治四十二年勤儉貯蓄ヲ奨励シテ堅実ナル民風ヲ作興シ進テ産業ノ發展ニ資セントシ之カ奨励ヲ各位ニ望ミ各位亦熱心ナル努力ノ結果各町村共学校ニ在テハ児童貯金一般村民ハ規約貯金等ヲ設ケ各組合共順調ニ進展シツツアリシモ近時各組合ノ情況ヲ觀ルニ解散ノ情態ニアルモノ尠シトセス又解散ニ至ラサルモ其成績更ニ挙ラサルモノ多キハ洵ニ遺憾トスル所ナリ如斯事業ハ之ヲ振興スルト共ニ之レカ持続ニ努メサレハ其ノ実効ヲ期シ難シ若シ當時ノ施設時世ノ進運ト地方ノ情況ニ適合セサル処アレハ左記事項ヲ参酌シ此際之レヲ改正持統シ之レヲ再興擴張スル等ノ計画ヲ樹テ完成セシメラレンコトヲ望ム

記

一 貯蓄ノ奨励ニ関シテハ須ク上下協力スルニ非サレハ其効果ヲ完ウスル能ハサルヲ以テ部内一般ニ貯蓄ノ美風ヲ普及徹底セシメ所在郵便官署其ノ他公私団体ト連絡ヲ通シ各其ノ情況ニ応シ適當ノ方法ヲ講スルコト

二 公私ノ集会等ヲ利用シ儉素質実ノ美風ヲ鼓吹シ尚地方有志ハ率先其ノ範ヲ示スノ心懸アラシムルコト

三 貯蓄心ノ養成ニ関シテハ副業ノ奨励夜間又ハ雨日ノ作業其他適

切ナル方法ヲ講シ常ニ之カ普及及發達ニ努ムルコト

四 貯蓄預金ノ方法ハ各地ノ情況ニ依リ郵便貯金ニ依ラシムルモ銀行又ハ産業組合ノ預金ニ依ラシムルモ將又其ノ他ノ方法ニ依ラシムルモ差支ナシ要ハ確實安固ノ方法ヲ期セシムルコト

五 貯蓄奨励ハ広く一般部民ニ対シ之ヲ為スヘキハ勿論ナルモ時局ノ為メ労働者ノ所得著シク増加セルニ付多数労働者ヲ使用セル会社工場等ニ対シテハ特ニ規約貯金等ヲ勸奨スルコト

六 政府ハ一般公衆ノ利便ヲ図リ郵便貯金制度ニ関シテハ從來幾多ノ改善ヲ加ヘ各種利便ノ方法ヲ施設セラル、モ中ニハ未タ一般ニ周知セラルモノ尠ナシトセス此ノ際郵便官署ニ在リテハ郵便貯金案内等ノ冊子ヲ印刷シ広く一般ニ配布ノ計画ナル由ニ付必要ニ応シ最寄郵便官署ニ就キ之カ交付ヲ受ケ有効ニ配布セラレタキコト

(湯本村役場「町村長会関係書類」(大正一—八年)箱根町役場蔵)